

平成29年 3月 8日

1. 出席議員

1番	大坪	久美子	15番	寺尾	高良
2番	橋本	正敏	16番	栗原	吉平
3番	田中	栄一	17番	樋口	良夫
4番	堤	康幸	18番	三角	真弓
5番	高橋	信広	19番	井本	政弘
6番	小川	栄一	20番	中島	富定
7番	石橋	義博	21番	森	茂生
8番	伊井	渡	22番	栗山	徹雄
9番	牛島	孝之	23番	井上	賢治
10番	萩尾	洋	24番	松崎	辰義
12番	服部	良一	25番	樋口	安癸次
13番	中島	信二	26番	川口	誠二
14番	吉田	達志			

2. 欠席議員

11番 角田 恵一

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局 長	牛島 義光
事務局 参事兼次長	古賀 安博
主 任	服部 敬
書 記	信國 美保子

4. 地方自治法第121条により出席した者

市 長	三田村 統 之
副 市 長	中 園 昌 秀
副 市 長	鎌 田 久 義
教 育 長	西 島 民 生
企画振興部長	(中園昌秀)
総 務 部 長	江 崎 順
市民福祉部長	小 波 慶一郎
新社会推進部長	室 園 哲 也
建設経済部長	松 延 久 良
教 育 次 長	橋 本 吉 史
秘書広報課長	坂 井 明 子
企画財政課長	井 手 勇 一
地域振興課長	松 尾 一 秋
総 務 課 長	馬 場 解
商工観光課長	井 上 啓 時
建 設 課 長	江 田 秀 博
農業振興課長	平 島 英 敏
学校教育課長	持 丸 末 喜
農業委員会事務局長	原 亮 一

議事日程第4号

平成29年3月8日（水） 開議 午前10時

日 程

第1 一般質問

(質問の順序)

- 1 萩 尾 洋 議員
- 2 樋 口 安癸次 議員
- 3 牛 島 孝 之 議員

本日の会議に付した事件

第1 一般質問

午前10時 開議

○議長（川口誠二君）

おはようございます。お知らせいたします。お手元に牛島孝之議員要求の資料を配付いたしております。角田恵一議員から欠席届を受理いたしております。

ただいまの出席議員数は25名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議は成り立ちました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、会議規則第19条の規定により、お手元に配付をいたしておりますので、御了承願います。

日程第1 一般質問

○議長（川口誠二君）

日程第1. 一般質問を行います。

順次質問を許します。10番萩尾洋議員の質問を許します。

○10番（萩尾 洋君）

皆さんおはようございます。10番萩尾洋です。一般質問最終日となりました。本日は3名残っておりますが、最後までよろしくお願ひしたいと思います。

早速、通告に基づき一般質問をさせていただきます。

1つ、企業誘致について。これは、公有施設利活用も含んでおります。

1番目は企業誘致の進捗状況、これは、先日、同僚議員が質問したと思いますが、同じ答えになるのか、また、違った答えをいただくのかわかりませんが、よろしくお願ひします。

2つ目、市内全域に光ファイバーを設置していらっしゃいますが、今後の有効活用は考え

ておられるのか。ホームページにも通信網は整っているということで、企業誘致のページをちょっと見させていただきました。その後の有効活用等をお聞きしたいと思います。

3番目が小学校跡地の利活用、これはどのように考えてあるのか。

1、2、3ともに内容的には一緒だと思いますが、今、全国的にも非常に廃校跡の利活用というのが進んでいるみたいです。一般企業、あるいは農協、法人とか、いろんな団体がどんどん進出しておりますので、その辺のところをお聞きしたいと思います。

あとは質問席にて随時質問いたしますので、簡潔明瞭な答弁をよろしくお願いいたします。

○市長（三田村統之君）

では、おはようございます。本日も一般質問、よろしくお願いいたします。

10番萩尾洋議員の一般質問にお答えをいたします。

企業誘致についてでございます。進捗状況はどうかというお尋ねでございます。

企業誘致につきましては、少子・高齢化対策や過疎対策を推進する上で、労働力の市外流出に歯どめをかけ、定住の促進のためにも必要であり、安定した雇用の確保のために、今後も企業の誘致活動を進めなければならないと考えております。その上で、前古賀地区に新しい工業団地を造成するよう事業を手がけているところであります。

現在、この事業につきましては、農業振興地域からの除外手続と除外後の転用手続を行うため、国、県と事務協議を行っているところであります。

また、市全域内に、新設、増設する企業の立地につきましても、工場等設置奨励条例に基づく施策として、固定資産税を一定期間免除する優遇制度を適用し、誘致しているところでございます。

今後とも、企業誘致につきましては、雇用の促進に係る極めて重要な事業でありますので、事業の推進に努力をしております。

次に、市内全域に光ファイバー網を設置しているが、今後の有効活用は考えているのかという御質問でございます。

光インターネット接続サービスについては、民間通信事業者による高速通信施設が進まない地域を対象に市が実施をし、市内ほぼ全域をカバーする光ファイバー網の整備を完了しております。

木屋小学校の跡地利用につきましては、光インターネット接続サービスを利用したオフィス系の企業を含めて、都市部と変わらない条件であることをアピールし、幅広く事業者を募集しております。他の公有財産の利活用につきましても、このような情報格差の是正が地理的に不利な条件の緩和につながる効果を期待して取り組んでまいります。

最後に、小学校跡地の利活用は考えているのかという御質問でございます。

未活用となっている廃校跡地の利活用につきましては、公有財産利活用検討委員会の中で

全般的に協議、検討を行っております。このうち、旧木屋小学校につきましては、ホームページで企業誘致の案内を行っており、数社からの問い合わせなどがありました。今後も可能なものについては、企業誘致を含めた幅広い利活用を検討してまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○10番（萩尾 洋君）

私の1、2、3は混合すると思いますが、どうかお許しいただきたいと思います。

まず、ホームページですね、木屋小学校。「廃校小学校の有効活用の主体となる企業・事業者を募集します!」。木屋小学校。それで住所が書いてあって、用途地域、指定なし、土地面積は1万5,596平米、平成6年、鉄筋コンクリート3階建て、校舎、延べ床面積2,703平米、募集する企業、「定住促進と雇用の確保を最優先目標としております。国道442号線沿い、光通信設備完備済であるため、オフィス系企業や工場の誘致を、または、その他ベンチャー企業を募集します。」ということで載っています。それと、木屋小学校の写真ですね。僕はこれを見たときに、例えば校舎の間取りとか、そういったやつもあわせて載せたほうが、より企業あたりが飛びつくんじゃないかと思いますが、商工観光課長、いかがでしょうか。

○商工観光課長（井上啓時君）

お答えいたします。

木屋小学校の企業誘致につきましては、今、議員おっしゃったようにホームページのほうで募集をしております。今までに3社ほど募集がっております。

3社につきましては、昨年ですけど、1社が間伐材を利用したひつぎ、これを製作するというので企業のほうから申し出がありました。

それで、ほかの市もこの会社が廃校舎を利用して実施するというので、そのほかの市のところに問い合わせしましたが、まだいまだに事業が展開されていないというような状況でございました。それと、法人をその会社が設立したのが平成28年で、まだ企業が立ち上がったばかりということで過去の実績等も全くございませんでしたので、なかなか地元の理解も得られないだろうということで、これは昨年お断りしております。

それと、もう一社が、家庭の生ごみ等を肥料やメタンガスに変換する施設ということで、グラウンドを使いたいということでした。生ごみとかガス等のマイナスイメージがあるということと、近隣の理解がなかなか得られないだろうということで、これは両方ともですけど、上のほうと相談して一応断っております。

それで、あと一社が、これは今、企画書のほうを提出を、また新しい計画を出すということで、2月現在で早急に出しますということですが、技術訓練ですね、詳しいことがちょっと言えませんが、技術訓練の場として木屋小学校グラウンドを活用したい

という申し出がっておりますので、ここについてはまだ今から企画提案書が出ますので、1番は地元雇用が生まれる、それと地元の理解が得られる、それと八女市の発展につながる、こういうことを基準にしてしっかり判断していきたいと考えております。

それと、先ほどありました間取りについては、早急に間取り含めたところでホームページのほうに掲載をしたいと考えております。

以上でございます。

○10番（萩尾 洋君）

それと、ここは以前、企画財政課長にお聞きしたんですが、グラウンドが6,470平米、間違いなかったですね。（「はい、6,470平米です」と呼ぶ者あり）

先ほどの間伐材というのとか、家庭の生ごみの処理とか技術訓練の場とか出てきましたけど、校舎の利活用というのはまだ企業的には出てきていないんですか。

○商工観光課長（井上啓時君）

お答えいたします。

当然、グラウンドとかは先ほど言いました技術訓練の場として使われますけど、校舎のほうもいろいろな研修が技術訓練で必要ですので、校舎も当然、利用したところの企画提案が出てくるものと考えております。

以上です。

○10番（萩尾 洋君）

先月でしたけど、山口県の周防大島町にグラウンドを活用したパプリカ水耕栽培というのをちょっと視察してまいりました。

その前に、これは1月29日、日本農業新聞ですね。廃校活用7割に、文科省調査ですね。「文部科学省は、廃校となった全国の公立小・中・高校などの利用状況をまとめた。調査を始めた2002年度から15年度末までに6,811校が廃校となり、そのうち5,943校が現存しているものの、約3割の1,745校が活用されていないことが分かった」と、こういう新聞が出ておりました。やはり廃校活用の利点としては、初期費用が抑えられたり、既にある施設で早期に事業を始めることができることなどを挙げているということで、周防大島町に行ってきたんですけど、ここは、ちょっと小学校名は忘れちゃったけど、旧三蒲小学校跡地だったと思います。

ここはグラウンドを利用してパプリカの水耕栽培、養液栽培をやっているところで、グラウンドをほぼ全部使って、2反ぐらいあったと思います。これは運送業のリジョーという広島市佐伯区にある会社の会長さんが、自分はもう運送業は息子に任せて農業のほうに今から頑張っていきたいということで始められた施設です。その中でも、9人の雇用が生まれているんですね。パプリカの養液栽培を本格的に始めてありますが、藤井豊さんという常務は、

自然環境に左右されにくく、事業の安定が見込めるということで説明されました。

周防大島町も至るところで廃校舎の利活用が始まっています。これについて、例えば6,900平米ぐらいあるグラウンドを、そういうハウス栽培、これは、周りに対してにおいもない、害もないというような状況なんです、そういう業者がもし来た場合、その辺の利活用というのは考えられないものなんでしょうか、お聞きします。

○商工観光課長（井上啓時君）

お答えいたします。

今、募集して、募集状況は先ほど言ったとおりでございます。もしそのような栽培する企業等がこういうことでやりたいということであれば、企画書を当然出していただきます。それで、しっかり市のほうで協議に入って、そこが本当にそこで大丈夫なのかという協議に入って行くと思いますので、先ほど言いましたように、雇用が生まれるとか、地元の理解が得られる、八女市の発展につながる、このようなことを判断基準に、しっかりそこは検討していく、そういうことになるかと思えます。

以上でございます。

○10番（萩尾 洋君）

もう一つ言い忘れていました。

木屋小学校の周りに、いろんな文化とか、歴史とか、自然な、例えば黒木大藤とか、そういったものがあると思いますので、ホームページにもその辺のところも盛り込んでやっていただければ、少しは興味が出てくるかなと思いますが、いかがでしょうか。

○商工観光課長（井上啓時君）

当然、八女の魅力をしっかりアピールするというのが大事になりますので、文化、歴史、また観光面、その辺もホームページのほうに掲載していきたいと考えております。

以上でございます。

○10番（萩尾 洋君）

やはり自然にとって害のない、そういった企業が来てくれればいいかなと思っています。

それと、周防大島町は、校舎の一部に事務兼集荷施設並びに研修等も行っている状況なんですよね。だから、そういう企業もいいかなと思っています。

光ファイバーを利用した企業誘致と、これも私、1月の終わりぐらいでしたか、徳島県の神山町及び美波町にもサテライトオフィスを視察に行ってきました。行政の方も最近行かれたということですが、そういう報告、内容的なものを受けられたでしょうか、企画財政課長。

○企画財政課長（井手勇一君）

お答えいたします。

うちの企画政策系のほうで視察研修旅費を持っておりますので、企画財政課からと、それ

から、商工観光課からと地域振興課から3名、係長級の職員が視察に参りました。それで、先週、その3名と課長と寄って報告会を開いたところでございます。

○10番（萩尾 洋君）

企画財政課長として報告を受けられた印象はいかがですか。

○企画財政課長（井手勇一君）

印象ということでございますが、サテライトオフィスが入ってくるということで、町に若者が来て活気が出るとか、お祭りに参加したりして地元もにぎやかになる、消費もその分上がる。ちょっと雇用についてはそんなに多くは望めないかなというふうな話もございましたけど、そういった取り組みも、一つの取り組みとしてはあるのかなという感想を受けたところでございます。

○10番（萩尾 洋君）

私が行って特に感じたのは、美波町、ここのあわえという株式会社の社長、吉田さんの話だったんですが、都会で仕事するよりも、地方に来て遊びの部分がふえたということだったですね。彼が一般的に言っていたのは、半X半IT、半Xというのは自分の趣味の時間、半分は趣味の時間、半分は仕事、プラス務めというのが出てきて、非常に人間関係もよくなったと。務めというのは、そのまちの祭り事とか、いろんな行政の、この辺でやっている道路愛護、河川愛護とか、そういうのにそういうIT企業の若い人たちがどんどん参入してきて町自体が活性化したという話を聞きました。確かに、案内を受けた女の子だったんですけど、会う漁師の人、お店のおばちゃん、みんな挨拶するんですね。もうみんなが家族みたいな雰囲気、美波町は一時期5,000人ぐらいまで人口が落ち込んだということなんですが、今7,500人、そのIT企業が来たから復活したかどうかはわかりませんが、7,500人ぐらいまでまた盛り返しています。一時期は1万5,000人ぐらいいたそうです。そういった意味でも、ある行政の方と話していたんですが、そういう条件が整っているから、うちは整っていないから、そういう問題じゃないんですね。美波町あたりはもともと整っていなかったところにIT企業が参入してきたと。彼が言うには、都会で起業したけど人手が集まらない。東京都心部とかいろんな都心部は、もうIT企業というのはいっぱいあるわけですね。じゃ、どうしようかというところで、たまたま美波町の出身だったその吉田さんというのがたまたま里帰りしたときに、美波町役場の友人といろんなことを語り合って、じゃ、ここで何か企業を始めようという形で、東京で設立した企業を美波町に本社を移したと。彼は半分美波町、半分東京という生活をしているみたいですけど、やはり何もないから——美波町は海があるじゃないか、八女市は海がない、山しかない。じゃ。山を有効活用しようとか、そういったことは考えられないですかね、中園副市長。

もう一回言いましょうか。済みません。八女市は山しかない、3分の2は森林地帯ですよ

ね。だから、到底IT企業は来ないんじゃないかとかじゃなくて、山があるじゃないかと、半X半ITという言葉は、女性でも狩猟をする方が都心部から来ているわけですね。もう既にそこに住所を移しているんですよ。サーフィン好きな子は、1週間に1回、3時間かけて行っていた海が目の前にある。週に三、四回サーフィンをやって仕事に来るわけですよ。だから、海があるからいいだけじゃなくて、じゃ、山を有効活用しようとか、そういったところは八女市として考えられないでしょうかと。思ったことでいいですよ。

○副市長（中園昌秀君）

今、萩尾議員のほうから大変貴重な意見といたしますか、それをいただいていると思います。

八女市は御案内のとおり海がございませんので、生かすということになれば、当然、山、中山間地域を生かすということになるろうかと思っております。

御案内のとおり、先ほど市長の答弁もございましたけれども、うちは旧八女市のところにはもう既に民間の事業費で光ファイバーというのを整備しておりましたけれども、中山間地のほうはまだ未整備でございましたので、合併と同時に国の補助金を活用しまして、全て光ファイバーというのを整備しました。したがって、八女市に住めば、八女市に来ていただければ、どこでも光ファイバーというのを使えるというような状況になります。

そこで、今御提案がっておりますように、山を生かしたらどうなのかという御提案でございますけれども、実は、これは私たちも考えておるところでございまして、先日から林活の会議の中で担当課のほうから御説明があったと思いますけれども、1つは、中山間地域のほうの、この地域を生かして、また、林業の6次産業化を生かして、里山の賃貸住宅をつくらうと。そこではどういった目的があるかといいますと、里山賃貸住宅ですから、八女の杉を利活用して賃貸住宅を建てる。そこで、八女のすばらしさをわかっていただく。周辺の方たちの理解をいただきながら、まずはそこに田舎暮らしといいますか、中山間地域で暮らししてみようというふうな体験をしてみようという試みを今しようとしています。

里山賃貸住宅というのも、なかなか市が建てるということになりますと、市営住宅となりますと、御案内のとおり入居者の基準も一定出てきますので、これについてはファンド方式をとりながら、民活で今いったらどうかというふうなことで議論を進めておるところです。できるかできないかは今からのファンドとかをまた募らんといけませんので、募集をしてみないとわかりませんが、そういった形で、田舎体験暮らしを一定していただくと。その中で何ができるかということも、もう条件的には里山もそろっていますので、そういったところを生かしながら、山のすばらしさ、田舎暮らしのすばらしさという体験していただくというふうなことで実は計画をいたしておるところでございます。

それともう一つは、もう御案内だと思いますけれども、星野のほうでは、移住体験・交流施設ということで、「ていちゃんげ」というのがNPO法人のほうで整備をされております。

これは平成27年度の八女市空き家再生・活用モデル事業というのを活用していただきまして、これで古民家を再生していただいて、ここの中で、これも非常に短期間になりますけれども、最長で1カ月というふうな料金設定になっていますけれども、こういったところでも体験をしていただいて、星野に住んでいただいて、ここでの田舎暮らしを体験しながら、ここでも全てインターネットが、無線LANが整備をされておりますので、いつでも光ファイバーとこのを使いながら体験できる。こういった八女の特性と申しますか、山を使ったことについては、もう一つでは、星野村はもう既にされておりますし、今から我々としても里山賃貸住宅等の整備をしながら移住体験、そういったのをつくり、整備をしながら、今後人の誘致、そういったのについてしていきたいと考えています。

まずはやっぱりそういった条件を整備してやること、そしてそこに来ていただく、そして、人の輪をつなげて広げていただくということが大変重要ではないんだろうかと思っていますので、そういったところについても少しずつではございますけれども、条件を整備しながら推進していきたいと、今計画を進めておるところでございます。

○10番（萩尾 洋君）

美波町では、明治に開業した、もう110年ぐらい営業していた銭湯跡地をあわえさんがリフォームして、そこを拠点として頑張っております。いろんな空き家を利活用したIT企業はいっぱいありました。今、18社ぐらいIT企業が来ているんじゃないかと思えます。それと、神山町は牛舎跡と母屋を借りて、牛舎跡に鉄骨で耐震機能を完備したオフィスを建てて、そこでやっております。いろんなところでいろんなことをやっております。

例えば体験型の住宅を建てるというお話がありましたけど、空き家を、例えば市が安く購入して、そこを杉材を使ってリフォームすると。そこで居住型、体験型の施設にするとか、国、県の補助は多分出ると思えます。そういったのも活用しながらやっていくという手もあるかなど。地域振興課から、先日、完成予想図というのを見せてもらいましたけど、ああいうのを建てなくても、例えば空き家対策でそういう利活用というのもできないものでしょうか。誰が答えていただけますか。地域振興課長。

○地域振興課長（松尾一秋君）

お答えいたします。

空き家の利活用については、さまざまな方法があると思っています。

私も今、地域振興課として地域活性化に取り組んでいる一つの柱に、先ほど副市長が申し上げました林業6次産業化というのがありますけれども、旧郡役所の空き建物の一画を利用させていただいて、そこに6次産業化の拠点施設をつくっていくというような考え方を持っています。これを国の交付金をいただきながら進めていこうということで、今回も予算関係はお願いをしているところでございますが、そういった空き家や空き施設を利活用して

いくというのは当然考えていかなきゃならないと思っています。

ただ、一番の基本的に思っていることは、八女でいえば、どこからでも人を連れてくればいいとは私どもは思っておりません。八女の魅力を本当にわかっていただいている方、八女に住みたいと思う方に住んでいただくと。現に、福島地区内の古い伝統的建造物群保存地区内でもそうですし、周辺の商店でもそうですけれども、若い方がたくさんお店を今開いていらっしゃいます。本当に収益を十分上げながらもやっていらっしゃって、インターネットを活用しながらネット販売などをしながら、さまざまな方が起業されつつあると。そのノウハウをもう皆さんに提供してもいいよというような方も十分おられまして、そういった方々を中心に、福島地区の、いわばにぎわいをつくっていかうじゃないかということで、にぎわい活性化事業なんかも今やっていますけれども、そういったところ集ってくる方々を中心に新たにお店を開いていただき起業していただくということを今構想しておるところです。当然、八女地区内の空き家とか空き店舗とかに住んでいただき、お店を開いていただくというようなことも、当然そこからつながっていくだろうと思っています。

それと、林業の6次産業化といえ、そういった八女の林産の恵みを生かした企業といったところが地域商社を中心に周辺に起業していくと、そういったものを取り組んでいく人材も育成していくというようなことを地域商社づくりの中で構想していますので、私どもが美波町を視察してきた職員から報告を聞いた印象では、八女の魅力、八女に住んで本当にリラックスして仕事ができるという、そういう住環境とか、まちの町並みだとか、まちの雰囲気をつくっていくことが一番重要ではないかなと思っていますので、そちらの2つの方面からしっかりと取り組んでいきたいと今思っているところです。

以上です。

○10番（萩尾 洋君）

課長の話はよくわかりましたけど、それがいまだに、八女のよさというのがいまだに発信されていないというのが現状じゃないかと思っています。それをどんどんやっぱり発信するべきじゃないでしょうか。職員それぞれがこう思っています、ああ思っています、市長もこう思っていますとかじゃなくて、そういうのをどんどん発信してください。私ら議員が発信していいなら発信しますよ。しかし、執行権がありませんからね。もうちょっとその辺のところも深く考えて、もっと前向きにどんどん進んでいていただきたいと思います。

ここで1つ教育長にお伺いしますが、デュアルスクールは御存じですか。デュアルスクール、聞いたことはありませんか。

○教育長（西島民生君）

申しわけございません。勉強不足で知っておりません。

○10番（萩尾 洋君）

美波町で全国初という、東京都内に住む小学2年の男児7歳が、10月3日から14日に限定して徳島県美波町の町立日和佐小学校に転校した。都市と地方の2校間を自由に行き来できるよう、県教育委員会が考案したデュアルスクール制度の初の実践例である。都内に本社を置く不動産系ベンチャーで働く男児の母Aさん37歳が、同社の美波町オフィスに短期滞在するのに合わせて長男が同行し、2週間の転校が実現したということなんです。例えば、東京都の教育委員会と徳島県の教育委員会とのいろんなすり合わせとか必要かもしれませんが、非常にこれは有効だったということが記事に載っています。だから、こういう方法も、都市部のよさと田舎のよさ、同時に持ち合わせた、例えば1年間でもいいかもしれません。だから、どうしても今までは母親だけ美波町に来ていたみたいですね。しかし、そういうデュアルスクールが制度化されて実践できるということで、それが実現したということが書いてあります。後でコピー差し上げますので。そういうことも今後、八女市としては、山村留学とかあっていますけど、そこは子どもだけでしょう。だから、母親も、例えば星野の一画、空き家にオフィスができれば、そこを行き来できる、その間、星野小学校に行けるとか、中学校に行けるとかいったことも可能じゃないかと思っていますので、今後その辺のところを、ひとつよかったら頭に入れておいていただきたいと思います。

私としては、どうしてもこの八女市を発展させていきたいと。人口減少に歯どめをかけたいと思っています。柳川の掘割、これは一柳川市の職員さんが、あいつはばかじゃないかと言われながらも一生懸命やって、今の掘割ができて観光でにぎわっていますけど、何事にも一途になれる、ばかになれる人がいたらいいかなと僕は思っています。

最後に、中園、鎌田両副市長に、ふるさと八女への思いと平成29年度へ向けての決意をお聞きしたいと思いますので、両方よろしくお願いいたします。

○副市長（鎌田久義君）

お答えいたします。

決意ということでございますけれども、全てに応じて市民の皆様が安全で安心して暮らせる、そういった整備を迅速に進めていきたいと、それだけでございます。

○副市長（中園昌秀君）

ふるさと八女に対しての思い、それと、平成29年度の決意といたしますか、そういったことを今2点聞かれましたけれども、今、冒頭、最初に鎌田副市長が申し上げたことも当然大事なことであります。私も八女に生まれ育った人間でございますので、先ほどから萩尾議員がおっしゃっているとおり、私も八女市の発展をしっかりと願っております。人口減少対策もございまして、人口減少対策とか、そういったところについても当然携わっていかなくちゃならないと思っていますし、行政の守備範囲というのはかなり広うございまして、どれを重点的にやっていいのかというところにつきましてもしっかりと見きわめながら、それについ

ては議員の御理解を賜りながら進めていきたいと考えております。

平成29年度につきましても、特に総合戦略の実質2年目を迎えます。いろんな施策もやっておりますし、しっかり検証をしながら、八女市の課題は何なのかということもしっかり見きわめながら、今後、市勢の発展を期していきたいと考えておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いをいたしておきたいと思っております。

○10番（萩尾 洋君）

八女市のさらなる発展を願って、これで一般質問を終わります。

○議長（川口誠二君）

10番萩尾洋議員の質問を終わります。

25番樋口安癸次議員の質問を許します。

○25番（樋口安癸次君）

おはようございます。

まず、トンネルについてでございます。これは、白木と和水町のトンネルについてでございます。

また、2番は雨水対策について。これは八女市吉田地区において、傾斜から雨水が漏れて困っているののでどうしたらよいかという個人的な意見が出ましたので、尋ねてみようということでございます。

そして3番目、信号機について。吉田交差点に右折、左折、直進の信号機をつけるべきではないかと思っております。

以上、よろしくお願いいたします。

○市長（三田村統之君）

25番樋口安癸次議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、トンネル、白木と和水町のトンネルについてでございます。

本路線の矢部谷峠は、山間部特有の地形から多数の急カーブを有するとともに、幅員が狭く大変危険な未改良路線であります。この現状に対処すべく、八女市と和水町で構成する玉名八女線道路整備促進期成会を通じ、福岡、熊本両県に要望活動を行うとともに、期成会事業として相互のイベントに参加し、交流を行っているところであります。本年度も地域住民レベルの交流を、なお一層深めているところであります。

また、推進看板につきましては、和水町側は本年2月に、八女市側は、県道玉名八女線沿いの白木地内西原交差点付近に昨年11月に設置をいたしております。八女市としましては、今後ともトンネル整備に向けて、国及び福岡、熊本両県へさらなる要望活動に努めてまいります。

次に、雨水対策についてでございます。八女市吉田地区において、傾斜から雨水があふれ

て困っているのでどうにかならないかというお尋ねでございます。

本地区は、長峰小学校前を東西に走る市道吉田本線に並行して流れる山の井川支流の宅間田川、豊福川が丘陵地の雨水を受ける地形となっております。両河川の上流域の開発や農地の宅地化などで河川の流量は増す傾向にあり、近年、豪雨時には、道路の冠水や家屋などへの浸水被害が発生をいたしております。

また、冠水要因の一つとして、国道3号横断部の河川断面が狭くなっている部分があり、降雨ピーク時に円滑な排水が行われず、国道3号上流部で浸水が発生していると考えられます。この暗渠部分の改修については、国が実施予定の国道3号吉田交差点改良事業で改善が図られる計画でございます。市としましては、排水処理をスムーズにするための中長期的な視点で、局部的な護岸の改修、しゅんせつ、河川改良を行い、流下能力を高めていきます。また、総合的な治水・利水対策を、国、県及び関係機関と連携し、進めてまいりたいと考えております。

最後に、信号機についてでございます。吉田交差点に右折、左折、直進の信号をつけるべきではないかという御質問でございます。

国道3号と市道吉田本線、市道吉田岩崎蒲原線が東西に交差する吉田交差点は、車両の通行量が多く、通勤通学時には交通渋滞や交通事故なども発生をいたしております。この吉田交差点改良整備については、地元からの要望を受け、国へ要望活動を進めてきたところでございます。ようやく基本計画が整い、先月、地元関係者に事業説明会を開催いたしました。現在、国道3号を横断する市道吉田本線、市道吉田岩崎蒲原線には右折レーンがなく、渋滞の要因となっており、この改良事業にあわせて市道部にも右折レーンを設ける計画でございます。

また、東西の右折信号などの設置につきましては、改良後の交通状況などを踏まえ、必要であれば、警察や国と調整を図りたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○25番（樋口安次君）

トンネルについては、鎌田副市長を中心にお尋ねいたします。

ここにいらっしゃる25名の議員は、地元は何らかの貢献をしながらこの椅子をいただかれたわけですね。あなたは市長からすばらしいと思われて選任されて、今は副市長です。だから、副市長の面目を果たしていただきたいということから、あなたを中心に質問をいたしますが、まず、白木と和水町のトンネル、これはずっと以前から、会長は和水町長と八女市長と交代交代で2年置きにかわってきておるわけですね。それで、交流をなさいということも言われて、市長は、和水町のテープカットをしたり、あるいは和水町の議員さんは八女に、梅のあんなつですね。たまたま私が会った、あなたどっからですかと、和水町の議員ですと、そ

うですか、お世話でございますと言うたわけです。そこで、これは県道ですから、玉名八女線は県道です。それで、とにかくあなたの力を何としてでも発揮していただきたいと。これは、あなたは選挙せんでも、市長があなたをすばらしいと思ったから指名されたんです。発表のあったけん、いい人ば市長が見つけたばいのもと思って喜んでおったわけです。今度はトンネルの問題で頑張ってもらおうと、そういうことでございます。

それで、これはもうそれぞれ市長も、向こうの和水町長も一生懸命、以前の町長はやる気がなかったと、今の町長はやる気が出てきております。そういうふうなことから、今のトンネルのできる場所は雨水災害で通行どめにもなったわけです。それで、もう今は大体、道路はできたらうと思いますが、そこで鎌田副市長は、市長が選ばれたと。ここはもうみんな選挙して何らかの実績をつくりながら生き延びて、ここに25名があるわけです。それであなたは、これはもうトンネルのために県道玉名八女線の、あなたは北山に生まれて、そしてずっと成長されて、これは適任と私は思っております。

それで、あなたはそうやってちょうど地元ですから、とにかくそういうふうでもう長年かかっております。看板も上がっております。トンネルをしましうと、そういうふうなことで、八女にあるのは梅林ですかね、あそこでこっくり会うたわけでございます。お世話でございますと、そういうふうなことで、交流ありよるなと思ったわけでございます。

そういったことで、鎌田副市長、あなたが適任者と、もう市長があなたを選ばれたことから、これはすばらしい方を市長が選んだばいのうと。発表会のあるとき、私はつくづく思いました。これはトンネルにもってこいの人と、よかったなと思っております。

そこで、今、県道玉名八女線は、元馬場建設課長が以前おりました。それが広げて、今ここまで広がったわけです。そのかわり、道路をほがすために反対もありました。反対のあったところは収用に引っかけて、看板をかえて、収用にかえたわけです。そして、時間がたつて片づいてしたわけです。

私も今、三河小学校のところの工事のあつところ、公園のあつところ、あれは私は、福岡会館に行って地権者とじっくり話し合ってた思い出があその公園になっております。そういうふうで、私も10期、落選もしましたが、35年という全国議長会から表彰をいただいております。

○議長（川口誠二君）

樋口議員に申し上げます。質問をお願いします。質問してください、質問をお願いします。

○25番（樋口安次君）続

だから、トンネルについては鎌田副市長はもってこいと思いますので、ぜひともお願いしたいと思いますが、いかがですかね。

○副市長（鎌田久義君）

お答えいたします。

和水町と八女市の立花町、特に県道玉名八女線の関係でございますけれども、この協議会する上での期成会が平成20年10月から設立されております。特に去年も、産業、経済、観光、いろんな形での和水町との交流は常にしていて、特に去年も、向こうでの古墳祭とか、いろんなこちらのイベントも含めて交流をしてきておりますので、これも熊本県、福岡県、いずれにしましても、この期成会の中で協議を進めながら、国、県に対しての要望活動も常にしてきております。来年度もそういう要望活動は常にしていきますので、早いうちに実現できるように今後も努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○25番（樋口安癸次君）

このトンネルについては、あなたは北山に生まれ、そして、ずっと学校も行かれて、そして行政に受かって、今、市の職員、そしてそれを通り越して、市長がすばらしいと思ったからあなたを選ばれたと、こう私は思ひます。

そこで、これは、道路は、もう今は亡き元馬場建設課長が、今、八女農業高校の実習場までがその当時から広がったわけです。それで、今度は鎌田副市長ができたので、これはトンネルはもうぜひ実現していただきたいと。白木のにきは離合すら困難なところがあります。そうすると、この前、雨災害で通行どめにもなっております。そういったことで、もう最適任の鎌田さんが副市長に選ばれて、そして、実力を発揮できると、こう思っておりますので、よろしくお願ひいたしておきます。

次に、雨水対策でございますが、これは、八女市の吉田地区において、これは学校は言われんが、もうあそこは斜めになって雨水がどんだたまるそうです。――〔発語取り消し〕――
――あそこに1軒しかございませんから、私もようとわからんけん一般質問しましよ
うと云って、――〔発語取り消し〕――質問しよるわけですから、どういふふう
に雨水がたまとるか、そして……

○議長（川口誠二君）

樋口議員、固有名詞は出さないようにしてください。人の名前は出さないようにしてください。

○25番（樋口安癸次君）続

はい。それで、これは吉田地区の――〔発語取り消し〕――……

○議長（川口誠二君）

樋口議員、個人の名前は出さないようにしてください。議事録に残りますから。

○25番（樋口安癸次君）続

これはひとつ調べておいていただきたいと思ひます。私もわからんもんですから。

そうすると、信号機の吉田の交差点から入った、これは私が葬式に行ったときに、出ると

ころもつかえておったから、小学校のほうに回って福島に出たいきさつがございます。

それで、これは国土交通省がまたここら辺は考えるというふうなことは聞きましたが、右折、左折、直進の信号機をつけていただけたらと思っております。

私も安全協会の会長をしておったときに、行政が優先ということを非常に耳の痛いほど聞いておりますので、そこら辺は皆さん方が感じられて、ひとつぜひともお願いいたしておきます。

以上でございます。

○議長（川口誠二君）

25番樋口安次議員の質問を終わります。

○12番（服部良一君）

個人名が先ほど出ましたけど、あれは議長職権で排除ということをお願いしたいと思いません。

○議長（川口誠二君）

ただいま服部議員のほうから、先ほどの樋口安次議員の発言の中で、個人の名前が出た分については議長権限で発言を削除するというので、皆さん御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。

午前11時20分まで休憩します。

午前11時7分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（川口誠二君）

休憩前に引き続き再開いたします。

9番牛島孝之議員の質問を許します。

○9番（牛島孝之君）

いよいよ3月議会大トリになっております。最後です。頑張ってまいりたいと思います。傍聴席の皆様、早朝より傍聴お疲れでございます。

私は、さきに通告いたしましたとおり3点ほどお聞きします。

1、農地法第3条の下限面積及び農振農用地の見直し（除外）について。1、下限面積の決定権はどこにあるのか、2、空き家バンクとの関係について、3、除外見直しの内容について、4、住民説明会等は行うのか、5、見直しの決定の時期は。

2点目、八女市の情報公開について。1、各課が所管する委員会の名称、年間開催回数、傍聴可能な委員会及び傍聴人の数。2点目、今後、情報公開に対する八女市の考えは。

3点目、八女市の教育問題について。1、福岡県大川市の小学校での事故後、八女市において危険箇所等の点検は行ったのか、その結果は。2、小学校のグラウンド整備について（排水対策）。3番目、これはいつもと違いますか、ずっと聞いておりますが、教諭の労働時間について、その後どのような検討をされたのか（連合総研調査結果について）。4番目、次期学習指導要領改訂案というのが文部科学省より示されました。これについて八女市独自の特色ある教育というのは可能か。当然、日本語教育も含めてであります。

詳細については、質問席より質問いたします。執行部におかれましては、行政用語ではなく市民にわかりやすい言葉での説明をお願いいたします。

○市長（三田村統之君）

9番牛島孝之議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、農地法第3条の下限面積及び農振農用地の見直し（除外）についてでございます。下限面積の決定権はどこにあるのかというお尋ねでございます。

農地法第3条の規定により、農地などについて所有権を移転し、または使用貸借権などを設定もしくは移転する場合には農業委員会の許可を受けなければならないと定められております。その際、権利を取得しようとする者などがその取得後において耕作の事業に供すべき農地の合計が一定の面積に達しない場合は許可できないと定められているところでございます。この面積がいわゆる下限面積でございまして、原則として北海道で2ヘクタール、都府県では50アールとされており、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い別段の面積を定めた場合はその面積とされております。現在、八女市におきましては、農業委員会が40アールを別段の面積として定めているところでございます。

次に、空き家バンクとの関係についてでございますが、空き家を登録する方には空き家に付随する農地を含めて売却や賃貸を希望される方もいらっしゃいます。空き家を探している方にも空き家に加え家庭菜園程度の小規模な農地を確保したいという要望もございますが、法的な制約もあり農地つきの空き家は契約に至りにくい傾向にあります。しかしながら、定住促進や耕作放棄地対策に一定の効果があると考えられるため、関係課による協議を進めているところでございます。

次に、除外見直しの内容についてでございます。

農業振興地域整備計画の見直しについては、合併前に旧市町村ごとに策定された計画を一つに統合することを主眼に見直しを予定しているところでございます。その上で除外については、農振法第10条第3項の規定により市の変更方針案を策定し、県と協議を行います。具体的には現況地目が山林原野であり、今後も農業的活動が見込まれない区域や農業委員会が荒廃農地と判断し非農地通知を発送した土地、周辺環境の市街化などの変化により生産性の低くなった小集团的農地などを除外する予定としております。

次に、住民説明会などは行うのかという御質問でございます。

整備計画書の変更案について、県農林水産部の関係各課に意見照会後、おおむね30日間の公告縦覧期間及び所有者などからの異議申し立て期間を設けますので、住民説明会は設けず公告縦覧による対応を考えております。

次に、見直しの決定の時期はというお尋ねでございます。

現在、県協議に向け資料を作成し、平成29年度末の見直し完了に向け作業を進めております。

次に、八女市の情報公開についてでございます。

各課が所管する委員会の名称、年間開催回数、傍聴可能な委員会及び傍聴人の数についてでございます。

今後、情報公開に対する八女市の考えにつきましては、一括してお答えをいたします。

平成27年度における各課が所管する委員会や附属機関など、会議の開催状況などはお配りした資料のとおりでございます。情報公開制度は市民の知る権利を尊重し、市民の市政参加を促し、公正かつ透明で民主的な市政の発展に寄与するものであると考えております。今後ともこの理念に沿って情報公開制度を適切に運用してまいりたいと考えております。

次に、八女市の教育問題につきましては、この後、教育長に答弁をいたさせます。よろしくお願いいたします。

○教育長（西島民生君）

9番牛島孝之議員の一般質問にお答えいたします。

八女市の教育問題について。

福岡県大川市の小学校での事故後、八女市において危険箇所等の点検は行ったのか、その結果はとのお尋ねでございます。

大川市の事案はことし1月13日に発生しました。八女市教育委員会では、当該事案が発生した当日に各学校宛てに事故防止の徹底と移動式器具の固定状況の調査を指示したところでございます。

調査の結果、19校については固定金具を設置しており、残りの5校については、ゴールポストを使用しない場合は倒した状態か砂袋による固定を行っていました。固定金具のない学校については金具の購入等の対応を行っています。また、ゴールポストは社会体育で使用されている学校もありますので、事故防止の徹底を促す意味からも外部団体との連絡調整を行うことも含めて校長会において安全点検徹底を行わせたとところでございます。

次に、小学校のグラウンド整備について（排水対策）についてお尋ねでございます。

グラウンド整備につきましては、平成29年度に三河小学校と南中学校の整備工事を予定しております。今後のグラウンド整備についても排水状況調査を行い、計画的に整備していき

たいと思っております。

次に、教諭の労働時間について、その後どのような検討をされたのか（連合総研調査結果について）のお尋ねでございます。

連合総合生活開発研究所において教職員の働き方、労働時間の実態に関する報告書が昨年12月にまとめられています。いろいろな側面から課題提起された報告書であると認識しております。八女市においては勤務実態調査を毎月行い、学校単位で管理職が実態把握に努めています。市全体の勤務実態調査につきましては、毎年12月を基準に実施しており、今年度も12月に全校一斉に実態調査を行いました。特に今回は持ち帰り業務についても実態調査を実施したところでございます。多様化する保護者対応など、教職員が果たす業務は増加しておりますが、教職員の超過勤務の縮減につきましては、今後も校長会など等を通じて効果的な対応を図ってまいります。

次に、次期学習指導要領改訂案の内容について、八女市独自の特色ある教育は可能かとのお尋ねでございます。

教育課程の基準を示す学習指導要領案が昨年12月に公表されました。この案はことし3月に告示され、周知、試行期間を経て小学校では平成32年度、中学校は平成33年度から実施される予定でございます。

八女市においても2学期制導入や夏季休業日の短縮等により、小学校については現在週28日まで実施していますが、今回の改訂案が実施されれば週29こまでの実施が余儀なくされることとなります。この学習指導要領は法的な拘束を持つもので、八女市独自の特色ある教育はこの指導要領が示す範囲内で対応していくこととなります。

以上、御答弁申し上げます。

○9番（牛島孝之君）

まず下限面積、この決定権ということでお聞きします。これは2番の空き家バンクとの関係についても関連しておりますので、一緒にお聞きします。

新聞記事で、新潟県の佐渡市農業委員会、2014年4月から農地法施行規則第17条第2項の規定により、遊休農地など一定の条件下の農地に限って下限面積を1アール、100平米と定めた設定区域に指定して空き家活用を進めているという新聞記事がございました。新潟の佐渡市の農業委員会に電話しまして、うちは島根県の雲南市さんを参考にしましたということで、同じく雲南市さんの農業委員会に電話しまして聞きましたところ、滋賀県の東近江市さんもやっていますよと。その中で、農林水産省のホームページの中の「農ある暮らしを始めよう」を見られるといいですよという説明を受けました。見ましたところ、下限面積1アールという決め方というか、それが6町ありました。ということは40アールという下限面積、八女市があるんですけれども、恐らく1アールというのに八女市も当然できるだろうと。こ

れはなぜかという、特に今までは東部に空き家がありまして上陽町が多かったんですけれども、やはり家庭菜園的な農地がついていると。ところが、40アールの縛りがあるために農地を買えないと。何度も以前の農業委員会の事務局長あたりともお話をしました。ところが40アールですと。実際に1アール、100平米というところでやっている町村があるわけですよ。この中の農地法施行規則第17条第2項の適用、この条文はどのように書いてあるでしょうか、お願いします。

○農業委員会事務局長（原 亮一君）

農業委員会事務局の立場で御説明させていただきます。

議員お尋ねの下限面積でございますが、そもそも下限面積につきましては、新たな農地等を取得した後においても下限面積に達しないような場合は農業で自立できず農業の生産性も低く、農業生産の発展と農地の効率的利用が図られにくいと、こういうことから設けられているものでございます。

農地法の下限面積の考え方につきましては、市長答弁のとおりでございますが、基本原則は農地法第3条の中で、府県につきましては50アールということが大原則でございます。その特例といたしまして施行規則第17条の中でそれによらない場合が規定されております。施行規則第17条第1項のほうで、その地域の農地の状況に基づいて10アール以上で、農業者数の100分の40を下回らないような算定をした場合に農業委員会が総面積を定めることができるということがございまして、これが先ほど議員御指摘の八女市の場合、40アールというものを定めているところでございます。

具体的に議員お尋ねの施行規則第17条第2項でございますが、この特例のさらに例外というものがございまして、その規定につきましては2点ございます、1つは当該設定区域内に現に耕作の目的に供されておらずかつ引き続き耕作の目的に供しないと見込まれる農地、その他その適正な利用を図る必要がある農地が相当程度存在することとございます。さらにもう一つがございまして、当該設定区域の位置及び規模から見て、いわゆる下限面積未滿の農地を耕作する者の数が増加すること、それがその設定区域の周辺の農地の集団化等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないことと、この2つの要件を満たした場合にその特例の例外が適用できるというものを定めたものでございます。

以上でございます。

○9番（牛島孝之君）

2013年2月、「市報うんなん」、島根県雲南市の市報でございます。その中になぜ1アールにしたかということで書いてあります。今回の見直しはこの下限面積の弾力化をさらに推進するもので、市に登録された空き家物件に付随する遊休農地で、あらかじめ雲南市農業委員会の区域指定（地番指定）を受けた農地は1アール以上で取得が可能となりましたと書い

てあります。

地域振興課長にお聞きしますが、当然空き家バンク、今までこういうのを現実にもうやっているところがあるんですよね。今から農業委員会との合い議かもしれませんけれども、こういうのがあれば利用といいますか、ぜひ八女市もこうしていただきたいと思いますが、それについてのお考えをお聞きします。

○地域振興課長（松尾一秋君）

お答えいたします。

現在、空き家バンクで宅地等を取得したい方の御相談、実際に登録される方が30人前後おられるわけですが、そのうち五、六人に一人ぐらいは農地つきとか、家庭菜園つきの建物を希望される方がございます。そういったことが去年、ことしと非常に多くなってきておりますので、私どものほうから農業振興課とそれから農業委員会のほうに申し入れをしまして、事務レベルで下限面積についての協議をさせていただきたいと協議を申し入れているところでございます。私どもといたしましては、ぜひとも空き家の利活用ができるような方向で協議が進んでいただければと考えているところでございます。

以上です。

○9番（牛島孝之君）

それでは、農業委員会事務局長にお聞きしますが、今協議をしたいと、申し入れをしておるということですが、協議から実際、八女市のホームページなり、あるいは八女市の広報なりに雲南市みたいに1アールでも空き家とセットであれば取得できますよと、実際、事務的にできるまでは時間的にはどのくらいかかりますか、お願いします。

○農業委員会事務局長（原 亮一君）

御説明させていただきます。

事務局の立場でお答えさせていただきますが、まず、その制度設計の時間がどれくらいかというお尋ねでございますが、まずはこの制度そのものが八女市の農地の状況に適合するかどうか、そういう部分の分析等の検討というのが必要だと思います。確かに議員おっしゃるとおり、島根県雲南市でありますとか新潟県佐渡市については1アールという下限面積を設けられて、それを運用されているところでございます。

先ほど申しました施行規則第17条第2項の規定の、いわゆる特例の中のさらに例外という部分はその地域に適用することで遊休農地の解消に効果がある、または就農者の促進になっているという状況で判断されて、その制度を設けられているところでございますので、そのような制度が八女市においてどうなのかという部分については、慎重に判断する必要があると事務局の立場では考えているところでございます。

八女市におきまして農業委員会の総会の中で下限面積を毎年議決いただいているところで

ございます。その議論では委員の中からは例えば、その地域に応じた下限面積の設定でありますとか、例に出ましたような家屋に付随した農地の取得のあり方という部分はこの意見も出されている経過もございますが、その議論の結果としましては、これまで農地法が目指します安定的な農業者の育成でありますとか効率的、安定的な農業への集約を進める八女市農政の方向性との整合、それから、合併して統一して40アールという下限面積が定着したという現状等を踏まえて、結果的には現在40アールという下限面積を議決いただいているところでございますので、先進事例については、きちんと分析をして、そういう部分に研究をさせていただきたいと事務局としては思っているところでございます。

以上でございます。

○9番（牛島孝之君）

農業委員会というのが独立した組織であるというのはわかります。ただ、今、地域振興課長も言いましたように、特例の特例としてやはりセットである、つくりたい、つくるのはいいけれども、所有権はだめだとなったときに次に困るのは実際つくっていたけれども、その土地に対して相続が発生したと。そしたら、その子どもさんは、いや、ほかに売りますからと、やっぱりそういうことじゃいけないと思うんですよ。だから、せっかく地域振興課から申し入れがあるなら、確かに農業委員、今度制度は変わりますけれども、やはり必要性があればそういうことは、今度7月でしょうけれども、なられても恐らくちゃんと説明すればわかれると思うんですよ。なるべく耕作放棄地はなくそうと、一体として利用する特例の特例、特に地番指定とかありますので、外れたところまで含めて1アールじゃなくて、これに隣接した家庭菜園的な農地については1アールということをや地域振興課長も言いましたので、ぜひ協議していただきたい、できれば早急にしていただきたいと思います。

次に、除外見直しの内容についてお聞きします。

先ほど市長の答弁の中で、公告縦覧のみで住民説明会等は考えていないと。この農振の見直しのスケジュール見ますと、アンケート作成が平成28年度6月から8月、配布、回収を8月から9月、次にまた、アンケート集計を10月から12月となっております。ということはもうアンケート集計は終わっているんでしょうか、まずお聞きします。

○農業振興課長（平島英敏君）

お答えいたします。

まずもってきょう皆様のほうに全体計画の見直しの資料ということでお配りさせていただいております。現時点での市の考え方ということで申しわけございません、御理解をさせていただきたい。次年度に県との協議がございまして、多少の変更があり得るということで申しわけございません、見直しの全体の考え方、それとスケジュールについては変動があり得るということで御理解をよろしくお願ひしたいと思っております。

アンケートの関係でございます。実は農業振興地域整備計画の中に農業振興地域の整備のためのマスタープランというものがございまして、いろいろ基盤整備から保全、流動化からいろんなものを推進していくんですよということで、それに向けたいわば農業者の意向、考え方、現状、それをどういったふうな形で把握するのかということでアンケートを実施させていただきました。基本的な考え方といたしましては、農地に関する規模拡大等につきまして、その戸数及び面積、他の産業に従事されている方の現状なんかをちょっと調べさせていただいたところでございます。現在ちょっと申しわけございません、分析中でございます。その他またいろんな個別的な課題もいただいているところでございます。

主なものを申し上げますと、有害鳥獣対策として困っておるんだ、中山間での課題ということ、遊休農地として困っておる、後継者の問題等があるということで個人的な意見もいただいているところでございますけれども、そのような案件につきましては、今後の施策という形で対応ができればということで現時点では考えておるところでございます。

以上でございます。

○9番（牛島孝之君）

住民意向調査についてお聞きしますが、備考欄に配布対象4,000世帯、回収率30%と、1,200世帯から回答があっているように思われますが、4,000世帯というのは八女市の農家の何%になるのか、お聞きします。

○農業振興課長（平島英敏君）

済みません。センサスの数字でございます。2015年、農家数といたしましては4,796戸でございます。

以上でございます。

○9番（牛島孝之君）

ということは、配布対象の4,000世帯というのはほぼ90%以上で30%の回収率と。いや、なぜ聞くかという農振除外と捉えたとき、普通農地をお持ちの方が考えられるのは、要するに、確かに土地改良も八女市の場合は南部第1からずっと東部第2まであっています。そこに農地をお持ちの方が考えられるのは道も広い道があると。だから、除外すれば少しでも価値が上がると。普通の農家の方、兼業農家は特にそうかもしれませんけれども、そういう考えがあると思うんですよ。だからこの農振農用地、八女市全部が恐らく農振地だと思いますが、その中の農用地、ほぼ重要な農地ですよ、なかなか転用できませんよということになると思うんですよ。

ところが、今度、除外ということば普通の農家の方が聞けば、そんならうちも除外してもらおうかと。今、道が狭いけれども、ちょっと道が広くなれば宅地化できると、特に資産価値が上がると、そういう考えだと思うんですよ。だからこのアンケート、できればどのよう

なアンケート、内容的、全部とは言いませんけれども、だから、あなたは除外されるんですかとか、そういう内容で聞かれたのか、まずお聞きします。

○農業振興課長（平島英敏君）

お答えいたします。

幾つかの項目を申し上げさせていただきたいと思います。

農家の形態といたしまして、いわば勤務状況を教えていただきたい、常時農業に勤務されているのか、自営、兼業なのか、出稼ぎなのか、日雇いなのか、それと農業以外に他の産業に勤務をされてあるということで市内、市外なのか、それと御自身の経営状況といたしましてどのような作物をつくられておられるのか、その経営面積がおおむねどれぐらいの経営面積をされてあるのか、それと農業経営の中で困っていることは何ですかということで選択式で12項目、農機具、施設にお金がかかり過ぎるとか、価格の不安定、低価格であるとか、借り手、売り手がないとか、農繁期の労働の確保が不足している、後継者がいない、基盤整備が立ちおけている、技術系に問題がある、耕作放棄地がふえておる、住宅の混住化に伴って農業がやりづらくなっている、有害鳥獣の被害があると、あとどれぐらい農業を続けていかれますかという問題でございます。

それとあと、その農業経営に関しましておおむね縮小したいのか、拡大したいのか、現状維持でいきたいのか、どれぐらいの規模を拡大したいのかということでの問いをさせていただいております。縮小、離農の方につきましては、その理由、後継者の問題についても跡継ぎが決まっているのかいないのか、どうするのかということのお尋ねをさせていただいております。

それとあと、農業振興の方向といたしまして、担い手を確保することの課題といたしまして地域の専業農家の方に担ってもらおうとか、集落営農の方に担っていただくとか、ほかの専業農家の方に担っていただくとかという項目を設けております。農地の保全、活用につきまして望ましいものはどういったものですかということで、現状のままでいいと、積極的に農業生産の基盤、生活環境の整備を進めてほしい、小規模な開発でも進めてほしい、地域が発展するためには住宅地、商業地、工業地として発展することが望ましいという項目も入れております。

それとあと転用の課題、いわば農振の除外の手続についての考え方もちょっと丸をいただくようにしています。宅地への転用を行いやすくすべきであるという項目、それと先ほど議員のほうからおっしゃられた主要幹線道路沿いの農地については除外して郊外型店舗、そんなところを誘導すべきじゃないかということ、それと自由に編入、除外ができるようにしてほしいとか、現状のままでいいとかという項目なんかをちょっと出させていただいております。

まだほかにもるございますけれども、主にあと耕作放棄地の対応でございましたり、八女市が促す農業生産でありましたり、販売先消費の課題、それと今後の農業の施策という形で状況をお聞きしているところでございます。

以上でございます。

○9番（牛島孝之君）

るる長く説明をありがとうございました。とにかく普通の農家、農地をお持ちの方が考える農振見直しというのは普通除外なんです。ただし、きのう同僚議員が聞かれたように、逆にミカン等については山間部に上がったほうがいいんじゃないかと、そうなるとやはり編入ということも考えられるかと思えますけれども、平野部で後継者もいないと、やっとなつとじいちゃん、ばあちゃんをつくつとるところは、道さえ広がれば宅地化できると、当然、資産価値が上がると、やっぱりそういう考えなんです。ところが、どうも今度の見直しというのを聞いていますと、県のほうが編入に重きを置いているんじゃないかと、それはわかりません、県から直接聞いていませんので。ただ、今、前古賀工業団地、仮称ですけども、ここが農振農用地で非常に時間がかかっておる。やっぱり八女市が今から先、人口もふやさないかん、そのためには雇用の場も必要である。だから、きのう同僚議員が言われましたように山間部においては逆にミカンをつくってくれと、ミカンには限らないけれども、そういうことになると、そこら辺はやはり編入したほうが政府の補助金とかそういう関係でもいいだろうと。ただ人口をふやさないかん、雇用の場も必要だということであれば、やはり除外というのにも必要だと。だから、農業振興課長どのように県と対応されるかわかりませんが、ぜひそこら辺は今からの八女市、これが何年に一回という見直しがあればいいんですけれども、一番新しいので、平成15年、もう平成29年ですので、14年たっています。その間何もできなかったということですので、ぜひこの見直しについては、将来の八女市のやはりそういう構想も含めたところで県に対して物を言うべきことはきちっと物を言うという考えで進めていただきたいと思います。

それと、見直しの基本的な考え方の中の1、除外の基本的考え方、4、農業委員会で荒廃農地と判断し非農地通知を発送した土地については除外すると。これは恐らく農林水産省からまだ合併前の各市町村に対して通達があったと思います。立花町は実際されております。今の鎌田副市長がその担当でございました。実際やっておられます。ところが、他の市町村はやっていません。八女市も恐らくやっていません。これについてはまだ生きていますか、何年何月の通達で、実際この農林水産省の通達は現在生きていますかどうか。

○農業委員会事務局長（原 亮一君）

御説明させていただきます。

議員お尋ねの非農地判断の件でございますが、その資料の中でお示しされている除外の要

件としての非農地判断、これにつきましては議員おっしゃるとおり、旧立花町、矢部村で実際に発出された非農地通知、それについては除外をするという考え方を農業振興課で持っているというところでございます。

お尋ねの通達の件でございますが、これにつきましては、平成20年の4月15日に、当時の農村振興局長から出されているものでございます。当時、全国的に耕作放棄地の問題が対策をとらないかんという流れの中で全国的な調査をやるということになりまして、その調査を実施すると。その実施要領の中で、その調査結果といたしまして、再生が困難だという判断された農地につきましては、市町村が農業委員会へ依頼をして、依頼を受けた農業委員会が現地調査をして、その結果、農業委員会の議決によりまして非農地と判断をするという手順を制定されたというものでございます。あわせて同日付で耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断基準についてというものを出されまして、具体的にはそういう非農地の判断をした場合には、例えば、所有者への非農地判断の結果を通知することでありまして、法務局、都道府県への通知というものが規定をされているところがございます。当時は農地法にこういう判断の規定がございまして、この通知によって事務的に運用をされていたというところがございます。これが平成26年に農地法が改正をされまして、このきっかけといたしましては農地中間管理事業、これが創出されたのとあわせまして農地法を改正されて、その中で農地利用状況調査、農業委員会が年に1回農地パトロールということで実施を行っておりますが、これに再設定をされたということでございます。平成26年からは農地法に基づく調査という位置づけの中でそういう非農地判断というものについては引き継ぎをされているということでございます。

申しわけございません。通知が廃止されたかどうかについては確認をこの場でしておりませんが、その考え方につきましては、農地法の運用という新たな通知の中で生かされているというところがございます。

以上でございます。

○9番（牛島孝之君）

この農地法の見直しというのは先ほども申し上げましたように、ほとんど兼業農家、あるいは後継者がおらないと、なかなか理解できないと思うんですよ。文書は来たけれども、回答はしましたと。だから、30%程度の回答率と。ぜひ今からやはり雇用の場、当然雇用の場とあれば企業なりが来なくちゃいけない、あるいは人口もふやさなきゃいけないということもありますので、平島課長には大ごとでしようけれども、ぜひ県のほうと強くやはり言うべきことはきちっと言って編入だけではありませんよと、除外も必要ですと、そうしないと本当に八女市がこのまま人口が減っていくということも、ちょっと市長がわりという失礼ですけれども、やはりそういう交渉は頑張っていたきたいと思えます。

次に、八女市の情報公開についてお聞きいたします。

資料としていただいております平成27年度における委員会等の名称、年間開催回数、傍聴可能なもの及び傍聴人数、可となっておりますけれども、ゼロが多いですね、これについて馬場課長はどのようにこの表を見てお考えでしょうか、お聞きします。

○総務課長（馬場 解君）

お答えいたします。

この表を見てどう思うかということでございますが、会議はそれぞれ公開、それから公開できるもの、できないものがございますが、傍聴者の方がそれなりにある会議もございますし、ゼロの会議もございます。全体的には少ないのかなと感じているところでございます。

○9番（牛島孝之君）

少ない理由としてといたしますとあれですけれども、議会が開会する前に馬場課長と一緒に事務局のパソコンでホームページ見ました。上がっていますよということで見ましたけれども、上がっていないのもありました。農業委員会については1年の予定日、日にちまでちゃんと入れてありますけれども、やはりきちっと市民の方に知らしめるべきことは知らしめるということが必要だと思うんですよ。だから、私も市庁舎においては毎日何度も出入りしております。たまさかあそこの入り口のホワイトボードに何とか委員会と名称は申しませんけれども、ありました。ところがちょうど時間的に無理でした。資料だけは後でいただきましたけれども、市民の方も関心を持ってある方はおられると思うんですよ。やはりホームページがもう少し見やすいように、できればカレンダーというのはありますけれども、ちょっと下げていかなきゃいけない。あれが一番最初に来る。市長、あるいは三役が出られるものについては市長の部屋に入ると行事予定でちゃんと見られます。それ以外にやはり本当に市民の関心のある方がこれは傍聴して聞いてみたい委員会もあるはずなんですよ。ところが広報にはなかなか載ってこない、なればやはりホームページかなと思いますけれども、ホームページはまだ変えられたばかりかもしれないけれども、私個人かもしれないけれども、今後のホームページのそういう意見もあることに対して検討できるのか、お答えください。

○秘書広報課長（坂井明子君）

お答え申し上げます。

議員先ほどおっしゃいましたように、今年度から八女市ホームページをリニューアルしまして情報発信の迅速化、きめ細やかな情報発信に鑑みまして各課、係から直接ホームページに情報を掲載できるようになっております。現在はスマートフォンやタブレット端末を利用されている方が急増しております。そういったスマートフォンからの閲覧なども考慮いたしまして利用しやすいページ構造にリニューアルしたという経過もございます。まだまだ市民の皆様を初め、多くの方々が必要とされている情報の全てが網羅しているわけではないと

思っております。

見る側の立場に立ちまして誰にでも見やすく、求めている情報にすぐたどり着けるようさまざまな課題を改善しながら今後も取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○9番（牛島孝之君）

今後の情報公開ということでお聞きしますけれども、先ほど、馬場課長においては各課の責任でということをおっしゃいました。ただ、各課は各課で結構ですけれども、やはりそれを統括したような部署が必要ではないのかと思います。要するに1週間後といいますか、月曜日に今週は何かあるんじゃないのかということをお各課に聞くようなことも必要ではないかと、ああ、忘れていましたでは困るんですよ。だから、そういうことを今後やはり情報公開ということで速やかに市民の方に知らしめるということについて、この情報公開について総務部長はどのようにお考えでしょうか。

○総務部長（江崎 順君）

お答え申し上げます。

昨年の9月議会においてもこの関係については御質問いただきまして、当時の公開のやり方について足りていないということで、各課がホームページに直接入力して漏れないようにやっていくという方向でことしからやり方を変えさせていただいたところでございます。そういうやり方を変えたことについて担当課のほうからも周知いたしておりますし、そういう漏れないようにやってきているところでございますが、ちょっと細かく承知しておりませんが、漏れている分があるという内容でございますので、それについては引き続き指導等を行っていきたいと思っております。

以上です。

○9番（牛島孝之君）

総務部で結構ですけれども、やはりそういうところで統括していただいて、本当はわざわざ聞かなくても各課が積極的に出すような情報公開が必要ですが、なかなかそれがまだ徹底されていないようですので、ぜひそこはですね、今後の課題として総務部長、総務課長、頑張ってくださいと思います。

次に、教育問題に行きたいと思っております。

2017年2月28日の西日本新聞、安全点検の仕組み、市教委機能せずと、大川ゴール事故ということで、複数の目でチェックする仕組みはあったが機能していなかったと説明したと。その次に2017年3月3日、同じ大川の小学校ゴール転倒死、くい固定がおざなりであると、安全点検項目にないと新聞記事がちゃんと出ております。確かに学校のほうには言われたかもしれませんが、先ほどおっしゃいましたように学校だけではなく、社会体育もあると、

その方たちは逆に社会体育で動かさなきゃいけない場合もあると。徹底してできるのか、あるいはサッカーゴールはほとんどの小学校にあると思いますけれども、目で見た目視だけでいいのか、それはどのようにお考えですか。

○学校教育課長（持丸末喜君）

お答えいたします。

サッカーゴールに関して目視だけでオーケーなのかという御質問かと思っております。

今回の事案を受けまして八女市教育委員会としましては、先ほど教育長の答弁にありましたように、1月13日にこの事案が発生をいたしております。その事案が発生したと同時に各学校のほうにも事故防止の徹底等ということで、現在の固定状況の調査を行ってきておるところでございます。そういった状況の中で、現在、八女市教育委員会はこういった点検を行っておるかということですが、基本的に福岡県のほうからその安全点検の項目については示されておりますけれども、特にここで御紹介させていただきたいのは中学校のほうの部分をちょっと紹介させていただきます。毎月10日を点検の日といったことで位置づけをさせていただいておりますので、55の項目にわたってそれぞれの目視に限ることなく、そういった損傷部分とか腐食の関係も含めて点検を行っておりますので、当然目視だけの点検ということでは行っておりませんので、今後についても校長会を通してこういった部分の事案が発生しましたので、特にそういった社会体育が使う移動器具なんかもございますので、そういった部分も含めて関係団体との連携というところも指導を行っておるところでございます。

○9番（牛島孝之君）

同じ3月3日の記事の下の方にこれは名古屋大学大学院の内田良准教授、この方がゴールを固定すれば事故は防げると。しかし、学校行事や地域への施設の開放で日常的にゴールを移動させる必要がある。多忙な教員に移動のたびにくい打ちを求めるのは限界があり、行政側が何らかの支援体制を考えるべきだと新聞記事に載っております。確かに言いました、やっているだろうじゃ困りますので、ぜひそこは学校教育課の現場を見て回られる職員もおられますので、もし時間があればそういうのを行政として見ていくようなことも必要だろうと思いますが、それは実際できるでしょうか、いかがですか。

○学校教育課長（持丸末喜君）

お答えいたします。

実際、学校を回って行政としてそういった安全面での点検ができるかというところでの御質問かと思っております。

今回、当日も当然、各学校のほうに調査を行ったところですが、改めて大川の事例の報告を受ける中では、くいの種類についても何か2種類あったということでちょっと伺っ

ております。実は大川の事例をちょっと報告させていただきますけれども、大川市の小学校におけるゴールポストが4ゴールあったということで、そのうちの3つについては上からコの字型というですかね、上から押さえるタイプのくいでとめられてあったということで、その分については事故が発生しておりません。今回事故が発生したのは、くいどめで輪っかのあるやつを打ち込むタイプ、その分をひもでとめているタイプの分がちょっとひもが切れていたということで、そういったところでの事故が発生しておるようでございます。そういった状況も含めまして八女市の教育委員会としましては、もう一度ちょっと調査を行っております。そういったコの字型の固定型のくいであつたのかということとロープつきのくいであつたのかということでの調査も行っておりますけれども、具体的にはロープつきのくいにつきましても、チェーンタイプでとめておりましたので、実は各学校ごとにロープでとめてあるところもあるし、コの字型でとめている学校もあつたというところでもありますので、そういった部分も含めまして教育委員会としましては、新たにそういったところのロープでとめている部分については別のタイプの金具等の購入等も行っておりますので、そういった支援という形で、具体的にちょっと行政が各現場に回って安全点検が、もしそういった学校現場に別の営繕関係で学校にこちらのほうが出向いた場合について、もう一度そういったところの機会を設けて点検等は行われる機会はあるのかなと思っております。

以上でございます。

○9番（牛島孝之君）

二度とこういうことが起こらないようにぜひお願いいたしたいと思います。

次に、小学校のグラウンド整備、今年度予算におきまして南中学校、三河小学校となっております。これは上妻小学校ですけれども、大変に水はけが悪いということで事実は確かめようがないんですけれども、グラウンドの下にコンクリート製のプールみたいのがあるんじゃないかという話は前から聞いておりました。それも確かにあつたということは聞きませんけれども、その話は聞いたということもあります。それは確かめようがないんですよ。確かめようがないけれども、何人かそういうあつたばいという人も現実におられるんですよ。確かに水はけが悪いと、これは順次していかれると思いますので、それで結構ですけれども、校長、教師もずっとかわりますので、なかなか今の校長、教頭、教師がそこは御存じないと思います。地域の年配の方、もし時間があつたら聞き取りをお願いしたいと思います。答えは結構です。

次に、教諭の労働時間ということで、これをずっと聞いておりますが、連合総研調査の中で、教諭と民間労働者の平均出退勤時間ということで、小学校出勤、平均で7時31分、中学校教諭で7時25分、民間労働者で9時、これはどうかなと思いますけれども、2、退勤、小学校教諭19時04分、中学校教諭19時37分、民間労働者18時15分、職場にいる平均時間、小学

校教諭11時間33分、中学校教諭12時間12分、民間9時間15分という調査がなされております。これはずっと聞いておりますけれども、どっかでやはり教師も本当に子どものためと思って、早く出て遅くまでおると。実際現実におられるんですよ、誰とは言いませんけれども、朝6時、もう車はありません。恐らく学校に行っていると思います。そういう方も現実におられるんですよ。ただ、教育委員会が調査された中に実際のそういう労働時間で調査しても本当に反映した時間が出てくるのかと思うんですよ。調査はされて結構ですよ、ただ現実そういう声が本当に現場から上がってくればいいけれども、なかなか上がってこないような組織体系ではないのか。これについては今後も状況調査、あるいは改善ということに対してお願いをいたします。答えは結構です。

次に、次期学習指導要領改訂案の内容についてということで、西日本新聞の2017年2月15日水曜日、次期学習指導要領改訂案ということで出ております。

前から言っておりますけれども、英語教育70時間、小学校5、6年ですね、そういうふうになってきます。その必要性、もうずっと言っておりますけれども、誰も英語教育が必要でないとは言っていないわけですよ。やはり日本語をきちっと教えた上で教えるべきではないんですかと。ところが、教育長の答えは文部科学省が言っている以上、独自の教育はできないということになっております、先ほどの回答で。ただ今度、上陽北浜学園が義務教育学校という名称にかかります。この場合にやっておりました礼節・ことば科、これはどのようになりますか。

○学校教育課長（持丸末喜君）

お答えいたします。

現在、上陽北浜学園につきましては、国の教育課程の特例校ということで指定を受けまして礼節・ことば科のほうに取り組んでいただいております。今回の法改正に伴いまして、ことしの4月から義務教育学校という形で移行をいたします。そういった状況の中で、検討委員会の中でも答申をいただいておりますけれども、今後の礼節・ことば科の取り扱いについては、従来の経過も含めて検討を行うということになっておりますけれども、ただ、現実的に学習指導要領が今回公表されております。そういった部分を含めまして考えてみますと、外国語が5、6年生で教科化になるという部分、あと小学校の3年生、4年生では年間35時間の外国語活動が導入されるということも含めて考えてみますと、また、道徳自体が教科化ということで今度は評価を求められるような状況も生じてまいりますので、今後のそういった動向を含めて総体的にちょっと礼節・ことば科については、今のような経過も含めまして協議を行っていく必要があるのかなということでは思っておるところでございます。

○9番（牛島孝之君）

いや、礼節・ことば科というのは非常にいい、教材費は多少かかりますけれども、それは

個人負担じゃなくて学校教育課の負担ということでありましてけれども、やはりこのような八女市に礼節・ことば科、上陽北浜学園だけでしたけれども、これをできれば八女市の小中学校全てに文部科学省の認可、特例を受けてそのようなことができないのか、それはどう思われますか、教育次長よろしいでしょうか。

○教育次長（橋本吉史君）

お答えいたします。

礼節・ことば科については、八女市の今のとても大切な教科の一つだろうとは思っております。

ただ、今、課長のほうも申しましたように、これからの改訂において授業時数等も考えましたときに、あるいは教師の負担等考えましたときには、やはり礼節・ことば科を今のままで全校に広めるとするのはなかなか難しいものがあるのかなとは考えております。

○9番（牛島孝之君）

道徳ということで教科化になるということで、これは全国敬神婦人連合会、今有名な森友学園で幼稚園の園児がやっております教育勅語の平易な解釈ということで、この中に、教育勅語の12徳ということで、1、孝行、子は親に孝養を尽くしましょう、2、友愛、兄弟・姉妹は仲よくしましょう、3、夫婦の和、夫婦はいつも仲むつまじくしましょう、4、朋友の信、友達はお互いに信じ合ってつき合しましょう、5、謙遜、自分の言動を慎みましょう、6、博愛、広く全ての人に愛の手を差し伸べましょう、7、修学習業、勉学に励み職業を身につけましょう、智能啓発、知徳を養い才能を伸ばしましょう、徳器成就、人格の向上に努めましょう、公益世務、広く世の人々や社会のためになる仕事に励みましょう、遵法、法律や規律を守り社会の秩序に従いましょう。12番はちょっと省略いたします。道徳において当然こういうことを教えられるんじゃないかと思えます。その中で、やはりこういうようなきちとした日本語を教えるべきではないかと思えます。今までもずっと日本語教育の必要性ということを申しておりましたが、もう一度その必要性について教育長はどのようにお考えなのか、お聞きします。

○教育長（西島民生君）

お答えいたします。

今、牛島議員がおっしゃいました教育勅語に示されています道徳観といいたいでしょうか、12の徳目が上げられております。これを受けまして戦前の道徳教育は、いわゆる教科としての修身という形で行われておりました。その教育勅語の12の徳目をさらに具体化したたくさんの徳目があるわけですが、修身で述べられているわけですがけれども、ほとんどの場合が今おっしゃったように今でも大切にされるものが多いわけです。ただ、議員も御存じのように、愛国心でありますとか、そういうこと等が軍国主義的な発想で使われていったということで

ございます。したがって、これを受けまして昭和21年だったですか、連合国軍司令部、いわゆるGHQがこの教育勅語を禁止したわけですね、これを受けまして昭和23年だったと思いますけれども、衆議院や、あるいは参議院で教育勅語を排除に関する決議でありますとか、教育勅語の失効確認に関する決議、こういったものがなされています。これが今までの動きでございます。

したがって、今も普遍的に大事にされるべきものも多く含んでいたと、そういう認識を持っております。

○9番（牛島孝之君）

愛国という言葉が出ると思いましたので、徳の12番目は省略いたしました。

それで、これは2017年2月18日の西日本新聞の「がめ煮」というところに書いてあります。文化勲章受賞者である作曲家、船村徹さんが亡くなられて、その中で、言われた言葉の中に日本語はかわいそうなことになっている。子どもに英語なんて教えるよりちゃんとした日本語を教えるのが大事。こういうことを言われております。だから日本語教育が本当に必要だろうと、今後もこの辺については質問していきたいと思っております。

関連としてお聞きしますが、12月議会に同僚議員が聞かれました、新聞記事にもなりました八女市のいじめ問題、いじめ問題対策連絡協議会の一員に私は今なっております。以前は、総務文教委員長は入るべきではないのかということも御質問いたしましたけれども、実際そういうことが新聞記事にちゃんと載りましたでしょう、載っているでしょう、覚えてあつてでしょう。12月議会に同僚議員が聞かれたのはちゃんと、あれはいじめとしてきちっと新聞記事に載ったわけでしょう。それについてはまずどういう認識をお持ちですか。まず認識からお聞かせください。

○教育長（西島民生君）

お答えいたします。

あの事例はあくまでも個人的な場合の事例でございまして、非常にデリケートな問題等も含んでおりますので、そこら辺の御配慮はぜひお願いしたいと思いますけれども、あの場合の記事の方向性というのはいじめというよりも教師の体罰、これに基づいてそれがきっかけといいたいでしょうか、それで不登校になったと、そういう感じの記事であったと認識をしております。

以上です。

○9番（牛島孝之君）

いや、パワーハラスメントでもいじめでもいいですけども、やはり子どもたちだけがいじめなのか、教師のパワーハラスメントをいじめというのか、それともう一つお聞きしたいのは、いじめ問題対策連絡協議会があります。その下にいじめ問題専門委員会、あるいはい

じめ問題調査委員会というのがあります。このことは新聞記事には載りましたが、それが事件、事故といいますか、それが起こった当時は、当然、教育委員会には知らされていなかったということなのでしょう、いかがですか、まずそこからお聞かせください。

○議長（川口誠二君）

牛島議員、これは通告外ですが（「はい、関連質問です」と呼ぶ者あり）どの関連質問ですかね。（「今後の」と呼ぶ者あり）情報公開の関係ですか。（「情報公開と今後の教育についての」と呼ぶ者あり）答弁は。

○教育長（西島民生君）

お答えいたします。

先ほども申しあげましたように、この事案が出てきたきっかけがですね、体罰が文部科学省によって全国調査された、徹底的に調査しなさいということで調査された段階の報告が教育委員会のほうにはなされていなかったということとの関連で、今、事案に対応しているわけでございますけれども、この事案につきましては、教育委員会が体罰として認定したわけでもございません。

したがって、議員がおっしゃっている、いじめ問題との絡みというのは出てきていないということで、したがって、そういういじめ問題専門委員会とか開いたかとか、対応したかということに対しては、その対象になっていないということでございます。

○9番（牛島孝之君）

関連質問ということで聞きましたので、回答はあれですけれども、生徒同士がいじめなのか、教師と生徒もパワーハラスメント、いじめなのか、それはちょっと考える余地はあるかもしれませんが、このいじめ問題対策連絡協議会というのが年に2回となっております。恐らくこういうのが今後出てくる可能性もあるかもしれません。あるやにもわかりませんが、その場合には年に2回にこだわる必要はないわけですよね、いかがですか、その点だけお答え願います。

○教育長（西島民生君）

もちろんケース・バイ・ケースでその必要性があればということは当然のことながら専門委員会は開いていくということになるかと思えます。

なお、重大な案件の場合には市長部局に設置してあります、いじめ問題調査委員会のほうに上げていくという形になってくると思っております。

○9番（牛島孝之君）

非常にデリケートな問題であるけれども、事件、事故というのは速やかに対処しなければ時間がたてばたつほど難しい問題になりますので、そこら辺はよく検討していただきたいと思えます。

以上、終わります。

○議長（川口誠二君）

9番牛島孝之議員の質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

会期日程に従い、あす9日は議案審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。大変お疲れさまでした。

午後0時31分 散会